



くき

2014
平成26年

7
月号

No.103



主 な 内 容

- 平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします… 2～4
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
納税（納入）通知書を送付します…………… 6
- 「市長への提言」内容を紹介します…………… 8～9
- 本庁舎耐震補強工事に伴い、各課の配置が変わります… 12
- 明日の久喜市を担う職員募集…………… 裏表紙

スマイルボウリング

6月1日(日)、江面第一小学校体育館で、南公民館事業「スマイルボウリング」が行われました。

今年も開催された「スマイルボウリング」には、地域の方や家族連れなどが参加しました。参加者は競技を通じて世代間の交流を深めていました。

※スマイルボウリングとは、投球位置からゲートを通過させ、10本のピンをできるだけ少ない投球で倒す競技です。



市公式フェイスブック

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いてあります。
また、市ホームページ <http://www.city.kuki.lg.jp> から、PDFでご覧になれます。



市公式ツイッター



平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)が、平成27年度からスタートします。

ここでは、新制度の目的や概要、仕組みなどについてお知らせします。
問合せ 保育課事業係(内線3321)

新制度の目的と概要

新制度は、妊娠・出産期から小学校入学後の学童期まで

切れ目のない子育て支援を社会全体で行い、子どもが健康やかに成長できる環境をつくることを目的としています。子育てをめぐる現状および課題から次の取り組みを進めます。



スタートします

保育(定員6人〜19人)、家庭的保育(定員5人以下)、居宅訪問型保育(ベビーマッサージ)、事業所内保育(従業員のための保育)の4つの保育事業です。

③地域における子ども・子育て支援事業の充実

◆妊娠・出産期、乳幼児期、学童期の支援を充実

新制度では、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期まで切れ目のない子育て支援事業の充実を図ります。

具体的な子育て支援事業として、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ(学童保育)など13事業があります。

利用手続きが変わります

◆保育の必要性の認定(幼稚園、保育所等の施設に入園する場合に必要となります)

今までは、幼稚園と保育所の申請は別の窓口でしたが、新制度では、幼稚園、保育所

等を希望する全ての保護者が市へ支給認定申請を行い、市は、保護者からの申請に基づいて、保育の必要性を認定します。

支給認定は次の表1の3つに区分され、保育の必要性の有無、保育の必要量など、保護者の皆さんの就労状況などに応じた認定内容が記載された「認定証」が交付されます。

表1 【新制度による支給認定区分】

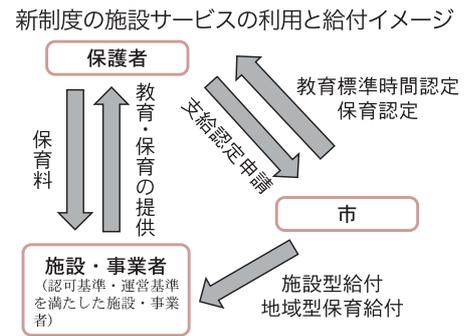
年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設等
3歳以上	非該当	1号認定 (教育標準時間認定)	認定子ども園・幼稚園
	該当	2号認定(保育認定)	認定子ども園・保育所
3歳未満	非該当	認定対象外	—
	該当	3号認定(保育認定)	認定子ども園・保育所 ・地域型保育事業

※希望保育所に空きがない場合は、保育が必要な子どもでも幼稚園を利用することがあります。
※教育標準時間認定とは、1日3〜4時間程度の幼児教育の時間のことです。

給付の仕組みが変わります

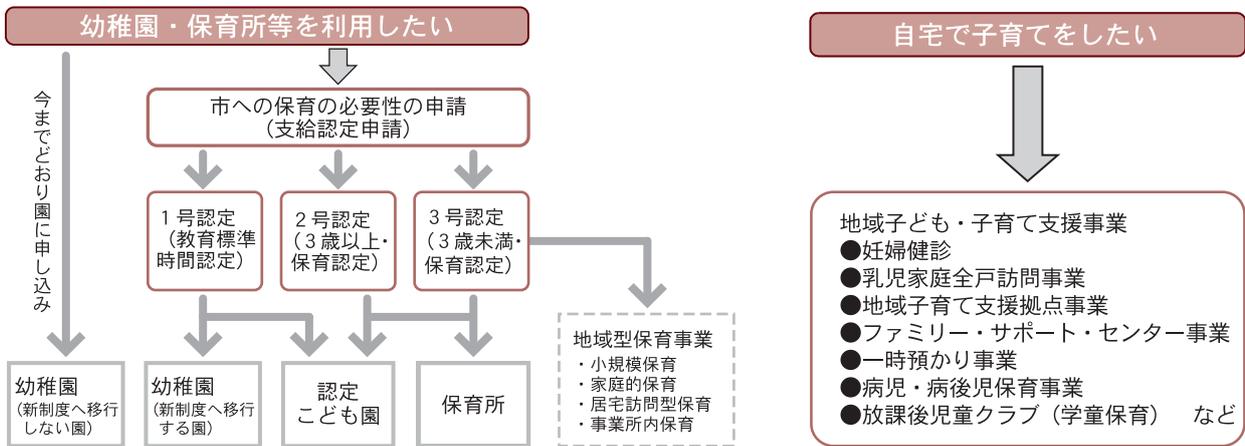
今までは、幼稚園や保育所などに個別に行われてきた公的な財政支援が、幼稚園、保育所、認定こども園共通の「施設型給付」が創設されることに伴い、一本化されます。また、新たに「地域型保育給付」が創設され、小規模保育等も公的な財政支援の対象となります。

この給付は、保護者に対する個人給付ですが、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者へ直接給付するのではなく、施設等が市から給付を受け（法定代理受領制度）、利用者は施設からサービスの提供を受ける仕組みとなります。



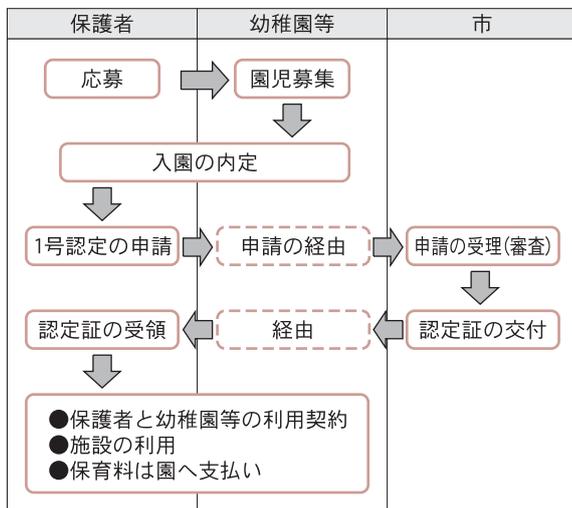
新制度利用の流れ

新制度の支給認定申請、施設への入所の手続きは、今年の秋ごろから始まります。具体的な手続きの実施時期や方法などについては、広報くきや市ホームページを通して、市民の皆さんにお知らせしていきます。

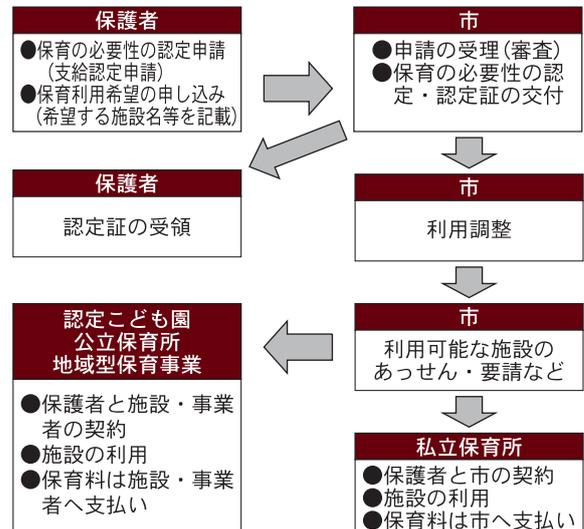


※地域子ども・子育て支援事業は、自宅で子育てをしている人以外でも利用できます。
 ※幼稚園は、新制度へ移行する園と、新制度へ移行しない園があり、各園の判断でどちらかを選択することになります。

幼稚園等を利用希望の場合の認定手続き（1号認定）



保育所等を利用する場合の認定手続き（2号認定・3号認定）



保育を必要とする事由

保育所等での保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、①から⑨に類する状態として市が認める場合

保育料

新制度に基づく幼稚園や保育所などの利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた負担（応能負担）が基本となります。保育料の額は、国が定める基準を踏まえ、市が定

めることとなります。

また、幼稚園などでは、制服代などを市が定める保育料に加えて徴収することが可能です。

新制度の給付対象施設と給付対象事業

新制度では、次の施設および事業に対して、公費による給付を行います。

◆給付対象施設

給付対象となる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園の3施設です。

◆給付対象事業

給付対象となる事業は、家庭の保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業です。

※家庭的保育は、3歳未満の子どもを対象に、定員5人以下と家庭的な雰囲気の下で、保育を実施する事業です。

※小規模保育は、3歳未満の子どもを対象に定員19人以下と比較的小規模な環境の下で、保育を実施する事業です。

※事業所内保育は、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一

緒に保育を実施する事業です。

※居宅訪問型保育は、保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業です。

新制度において、給付対象施設、給付対象事業となるためには、施設や事業者が人員配置や面積、管理・運営など施設・事業に必要な基準を満たしているかどうか、県や市の認可と市の確認を受ける必要があります。

新制度などの情報については、今後広報くきや市ホームページ等を通して、市民の皆さんにお知らせします。

詳しくは、広報くきや市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

※子ども・子育て関連3法や新制度、認定こども園等についての詳しい内容は、内閣府のホームページをご覧ください。



子ども子育て新制度

検索

よくある質問と回答 (Q&A)

A Q1 幼稚園・保育所などに入園・入所する手続きはどう変わるの？

幼稚園や保育所などに入園・入所を希望される場合、市に支給認定申請し、保育の必要性の認定を受けていただき、市からは、認定結果に応じた「認定証」を発行します。

認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業を利用していただきます。

保育が必要な方からの施設や事業の利用申し込みは、市が受けて、利用調整、ニーズに応じた施設や事業の紹介、必要に応じて、あつせんや施設に対する利用要請などを行います。

A Q2 現在、幼稚園・保育所などに入園・入所中の場合の手続きはどうなるの？

現在、幼稚園や保育所、認定こども園に入園・入所中の子どもも、市に支給認定申請し、保育の必要性の認定を受けていただきます。

A Q3 今ある「幼稚園」や「保育所」はどうなるの？

既存の「幼稚園」と「保育所」については、これまでどおり「幼稚園」や「保育所」として継続される場合もあれば、「認定こども園」に移行される場合もあります。「幼稚園」や「保育所」から「認定こども園」への移行は任意とされており、各園が決めることとなります。

7月から9月は「道路愛護月間」です



道路は、日常生活に欠かすことのできない最も基本的な公共施設ですが、あまりに身近なため、その重要性が見過ごされがちです。この機会に道路の大切さや私たち自身ができることを考えてみませんか。

問合せ 建設管理課管理調査係（市役所第二庁舎内／内線113）

各総合支所建設課（菖蒲・内線282／栗橋・内線254／鷺宮・内線236）

8月10日は 「道の日」です

国では、8月10日を「道の日」と定めるとともに、毎年8月1日から31日を「道路ふれあい月間」としています。この機会に、日ごろ何気なく使っている道路のことを、これまでと違った視点で見直してみましよう。

自転車の放置、路上駐車、 ポイ捨て等はやめましよう

どんなときも歩行者や車が安全に気持ちよく通行できるよう、自転車の放置、路上駐車、ゴミのポイ捨て等はやめましよう。

一人一人が道路を大切に思う気持ちを持って、マナーを守ることによって道路はさらに快適で安全な場所になります。

きれいな街並みに しまましよう

各地区の区長を中心として、道路側溝の清掃、道水路の除草、道路上に放置されている物件の片付け等をお願いします。ぜひ、皆さんもご参加ください。

※平成25年の道路愛護月間中は1万7,853人のご参加をいただきました。

皆さんの手をお貸しください！

市では、「違反簡易広告物除却推進団体」と「道路里親（住民団体）」を認定し、これらの団体の活動によって快適で美しい街並みが保全されています。住みやすいまちづくりを推進するために皆さんのご協力をお願いします。

●違反簡易広告物除却推進団体を募集

道路上にある街路樹や電柱に不動産・金融・風俗などの貼り紙、貼り札、立て看板等が貼り付けてあるのを見かけますが、これは屋外広告物といわれるもので違反行為です。違反広告物は、まちの持つ美しさを著しく損なうこととなります。

市では年2回の一斉撤去と日常撤去を実施するとともに、市民の皆さんの手で撤去を行う「違反簡易広告物除却推進団体」を募集していますので、お問い合わせください。

●道路里親を募集

市では、市道において自発的に清掃美化活動を行う住民団体等を「道路里親」として認定し、市民の皆さんと行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進しています。「道路里親」に対し、市では次の支援を行っています。

支援内容

- ①清掃道具の貸し出し
- ②ビニール袋、軍手、帽子等の支給
- ③要望に応じて団体名入りの表示板の設置

※応募方法については市ホームページをご覧ください。上記の問い合わせ先にお問い合わせください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 納税（納入）通知書を送付します

国民健康保険税の納税通知書と後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。納付書での納付や口座振替（普通徴収）の第1期の納期限は7月31日（木）です。納期限内の納付をお願いします。

問合せ 国民健康保険課係（内線3452）／各総合支所市民課（苜蒲・内線122／栗橋・内線215／鷲宮・内線121）

平成26年度国民健康保険税

区分		税率等	計算方法
医療給付費分	所得割額	7.0%	加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等（退職所得を除く）－33万円（基礎控除額）} × 0.07（所得割率）
	均等割額（1人当たり）	29,000円	29,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	510,000円	
後期高齢者支援金等分	所得割額	2.1%	加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等（退職所得を除く）－33万円（基礎控除額）} × 0.021（所得割率）
	均等割額（1人当たり）	10,000円	10,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	140,000円	
介護納付金分（40歳以上65歳未満の方）	所得割額	2.2%	加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等（退職所得を除く）－33万円（基礎控除額）} × 0.022（所得割率）
	均等割額（1人当たり）	11,000円	11,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	120,000円	

1年間（12か月）の保険税額＝医療給付費分の合計＋後期高齢者支援金等分の合計＋介護納付金分の合計

平成26年度後期高齢者医療保険料

区分	料率等	計算方法
所得割額	8.29%	{前年中の総所得金額等（退職所得を除く）－33万円（基礎控除額）} × 0.0829（所得割率） ＋42,440円
均等割額（1人当たり）	42,440円	
賦課限度額	570,000円	

1年間（12か月）の保険料＝所得割額＋均等割額

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、年度途中で異動があった場合は月割計算となります。

保険税（料）はコンビニでも納められます

金融機関だけでなく、全国の主なコンビニエンスストアでも、曜日や時間を気にすることなく納付ができます。取扱店 納付書裏面に記載の店舗を利用してください。

注意 納期限を過ぎた場合や納付書にバーコードが印字されていない場合、現金以外（小切手等）で納付する場合など、コンビニエンスストアが利用できない場合は金融機関等で納付してください。

年金天引きから口座振替に変更できます

国民健康保険課または各総合支所市民課に次の書類を提出すると、保険税（料）の年金天引きを口座振替に変更できます。

必要書類 ①金融機関の受領印がある「口座振替依頼書」控えの写し ②特別徴収中止依頼書

※7月30日（水）までに、必要書類を提出すれば、10月から年金天引きを中止することができます。

年金天引きおよび口座振替に関する注意

所得税や市・県民税の社会保険料控除は、年金天引きの場合は年金天引きされている方、口座振替の場合は口座名義人の方に適用されます。

年金天引きを中止して納付書で納めることはできません。預金残高不足な

どが続くと再び年金天引きに戻る場合があります。介護保険料および市・県民税の年金天引きを中止することはありません。

解雇などによる離職者の国保税を軽減します

勤務先の倒産・解雇などにより離職し、かつ雇用保険を受給している方を対象に、国民健康保険税を軽減します。雇用保険受給資格者証を持参の上、国民健康保険課または各総合支所市民課で手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方へ

国民健康保険税を口座振替で納めていた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合、それまでの口座振替登録情報は、後期高齢者医療保険料に引き継がれません。後期高齢者医療保険料を口座振替で納付したい場合は、再度「口座振替依頼書」を金融機関等へ提出してください。

他の健康保険に加入された方へ

国民健康保険脱退の手続きをしない場合は、保険税が計算されていますので、速やかに届け出をしてください。届け出には、新しく取得した保険証と、国民健康保険被保険者証が必要です。

被保険者証・受給者証などの 更新時期が近づきました

被保険者証・受給者証

●後期高齢者医療制度加入者

①後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。8月からは、新しい被保険者証で受診してください。

●70歳〜74歳の国民健康保険加入者

②国民健康保険高齢受給者証を更新します

8月1日からの新しい国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬に普通郵便で郵送します。8月からは、新しい受給者証で受診してください。

※これから70歳になる方については、誕生日（1日生まれの方は誕生日前月）の月末に高齢受給者証をお送りします。

※国民健康保険被保険者証の更新の時期は9月末ですので、それまではお手元の被保険者証をお使いください。

高齢受給者証の負担割合

高齢受給者証の医療費窓口負担については、見直しにより、平成26年度から次のとおりとなりました。

・誕生日が昭和19年4月1日までの

方：2割（特例措置により1割）
・誕生日が昭和19年4月2日以降の方：2割

ただし、現役並み所得者（住民税課税所得が145万円以上の方）は誕生日に関わらず3割です。

※高齢受給者証の一部負担金の割合欄に「2割（特例措置により1割）」と記載のある方は、医療機関での窓口負担は1割です。

※生年月日により、同世帯でも1割と2割の方が混在する場合があります。

基準収入額適用申請

新しく届いた①・②に記載されている負担割合が「3割」となっても、一定の要件を満たす方は、申請すると申請月の翌月から、負担割合が「1割」に変更となります。詳細はお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課係（内線3455）

限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

病気やケガを治療した場合、多額の自己負担をしなければならないことがあります。このような場合は、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、窓口での支払いが高額療養費の自己負

担限度額までとなります。

また、市・県民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することで入院時の食事標準負担額が減額されます。

認定証は、市役所および各総合支所市民課窓口で申請できます。

●70歳未満の国民健康保険加入者

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※国民健康保険税に未納がある方は交付できない場合があります。

●70歳〜74歳の国民健康保険加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証は、8月以降使用できません。引き続き必要の方は改めて申請が必要です。

※市・県民税課税世帯の方は、高齢受給者証を医療機関へ提示することに

より自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

●後期高齢者医療制度加入者で市・県民税非課税世帯の方

7月31日有効期限の認定証をお持ちの方は、新しい認定証を7月末までに郵送しますので、申請の必要はありません。

※市・県民税課税世帯の方は、後期高齢者医療被保険者証を医療機関へ提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

条件や制度の詳しい内容はお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課係（内線3446）／各総合支所市民課（菖蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

国民健康保険の海外療養費が申請できます

海外渡航中に急病やケガにより現地の医療機関で診療を受けた場合、海外療養費を申請することができます。

支給対象 日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療
※初めから治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

支給金額 日本国内の医療機関で同じ診療を受けた場合を基準に計算した額と現地で支払った実費額とを比べて安い金額の一部負担金を除いた額を支給します。

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・診療内容明細書（日本語訳付）
- ・領収明細書（日本語訳付）
- ・現地で支払った領収書（原本）
- ・渡航期間がわかるパスポート
- ・世帯主の口座情報が分かるもの

申請場所 国民健康保険課または各総合支所市民課

問合せ 国民健康保険課係（内線3446）

「市長への提言」内容を紹介します

平成25年度は、383件の意見が寄せられました

市では、市民の皆さんからのまちづくりについての建設的なご意見やご提案などを広く聴き、まちづくりの参考にするとともに、市政への反映に努めるため平成22年6月1日から「市長への提言」を実施しています。

平成25年度は、健康医療、福祉など、市政の運営に関して、383件のご意見が寄せられました。ここでは平成25年度に皆さんから寄せられた「市長への提言」内容の中からいくつかご紹介いたします。

※「市長への提言」の内容は市ホームページでも紹介しています。
問合せ シティプロモーション課広報広聴係（内線5911）

【提言1】

風しんの予防接種の助成について

昨今、風しんが流行っていて、多くの自治体が予防接種の助成を始めています。久喜市でも風しんの予防接種の助成をしていただけないでしょうか。（平成25年5月受け付け）

【回答要旨】

埼玉県内においても、風しんに感染する方が、昨年（平成24年）の同時期に比べて大幅に増加している状況です。風しんは、主に子どもがかかる病気といわれていますが、成人の方がかかる症状が重く、まれに重篤となることもあります。

特に、抗体を持たない妊娠初期の妊婦の方が風しんウイルスに感染すると、生まれてくる赤ちゃんが心疾患や難聴などの障がいをおこす先天性風しん症候群を発症することもあります。風しんワクチン予防接種費用の助成

【提言2】

JR東鷺宮駅東口の改善について

高齢者が利用しやすいよう、地下道を改善してください。（平成25年6月受け付け）

【回答要旨】

現在、「東鷺宮駅東西連絡地下道バリアフリー化実施設計業務委託」を進めています。

この地下道のバリアフリー化にあたりましては、地下道の東口・西口側に、エレベーター、エスカレーターを設置し、西口側の斜路付き階段の勾配を緩くする予定です。

なお、設計業務が完了した後、平成26年度以降、これらの工事を予定していますが、地下道を利用しながらの工事となるため、地下道利用者の安全に配慮した作業が必要となることや、鉄道敷地と隣接した工事となるため、鉄道施設への影響や安全確保のために鉄道事業者との調整が求められることから、2か年程度の工事期間が必要と考えています。

地下道のバリアフリー化には、また期間が必要ですが、東鷺宮駅東口側にお住まいの高齢者の方をはじめ、東鷺宮駅周辺にお住まいの皆さんに、地下道を快適にご利用いただけるよう、東鷺宮駅周辺整備事業を進めていきます。

【提言3】

コンビニでの各種書類の発行について

住民票の写し等の証明書をコンビニで取得できるサービスをしている自治体もあるようです。久喜市も市民の利便性を優先して実践してください。（平成25年8月受け付け）

【回答要旨】

コンビニで交付サービスを導入している自治体は、平成25年7月16日現在、全国で70団体あります。（埼玉県内は4団体です。）

本市においては、現在導入している自動交付機のあり方を検討するとともに、すでにコンビニ交付サービスを導入している自治体について、調査、研究しているところです。

今後もコンビニ交付サービスの導入に向けて検討を行ってまいります。

【提言4】

南栗橋の液状化対策について

土木的なアプローチと併せて、歴史、地理の知識を取り入れた対策の検討をお願いします。（平成25年10月受け付け）

【回答要旨】

南栗橋地区における液状化対策については、土木や建築等が専門の大学教授らで構成する久喜市液状化対策検討委員会を設置し、検討を重ねています。

この検討においては、地質調査による地盤状況の確認をはじめ、地下水位の状況調査を行うなど、これまでさまざまな観点から地盤の特徴の把握を行っています。さらには液状化対策検

●「市長への提言」内容を紹介します●

「市長への提言」内容別内訳（平成25年度）

	健康・医療	環境	教育・文化	道路・交通	生活基盤整備	福祉	産業・労働	その他	合計
手紙	7	10	10	14	13	8	4	55	121
Eメール	9	24	12	10	7	6	1	28	97
FAX	0	1	0	0	0	0	0	2	3
合計	16	35	22	24	20	14	5	85	221

※数値は、手紙、EメールおよびFAXのいずれかの方法により、ご意見をいただいた合計383件の市長への提言のうち、匿名等の「受理のみ」を除いた数です。

討委員の中には、旧来の地盤の状況となる「地歴」から液状化被害を調査している専門家もいますので、この地歴と液状化被害との関連についても詳しく調査しました。そして、栗橋町史および明治期に作成された地図により、当該地区の一部の地域では、明治以前に沼地であり、明治期以降はヨシ（水際に生える植物）が生息していたことなどを確認しています。

このように、市では今までにさまざまな特徴を把握し、この特徴にあった液状化対策の検討を行ってきました。その結果、液状化対策として地下水位低下工法が有効であると考えていますので、現在、工法の有効性などを実証実験で確認しています。

今後、住民の皆さんには、実証実験

市政に関するご意見・ご提案をお寄せください。

市長への提言は、市内の公共施設等に備えている「手紙」専用用紙（料金受取人払い）や、市ホームページ上に設置している「Eメール」のほか、「FAX」により受け付けています。

寄せられたご意見は、市長本人が全て拝見し、返答する場合は、市長直筆の署名が入った回答書をお送りしています。

※市政に関係のない内容、個人・団体を誹謗中傷するような内容のご意見などはご遠慮ください。

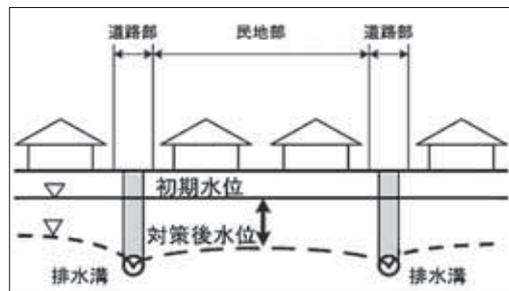
手紙 下記の公共施設などに専用の封筒（料金受取人払い）と用紙を設置しています。

久喜地区	市役所、久喜総合文化会館、中央・東・西公民館、ふれあいセンター久喜、中央図書館、中央保健センター、総合第1体育館、高齢者福祉センター、JR久喜駅、東武鉄道久喜駅
菖蒲地区	菖蒲総合支所、菖蒲文化会館（アミーゴ）、しょうぶ会館、森下公民館、菖蒲温水プール（アクレ）、菖蒲老人福祉センター
栗橋地区	栗橋総合支所、栗橋コミュニティセンター（くぶる）、栗橋公民館、栗橋文化会館（イリス）、栗橋駅自由通路、東武鉄道南栗橋駅
鷺宮地区	鷺宮総合支所、鷺宮東・西コミュニティセンター（さくら）・（おおとり）、鷺宮図書館、鷺宮保健センター、鷺宮公民館、鷺宮福祉センター、鷺宮温水プール、JR東武鷺宮駅

Eメール 市ホームページのトップページ「市長への提言」にあるEメール送信フォームより送ってください。

FAX 24-0202
※決まった用紙、様式はありません。住所・氏名・電話番号を明記してください。

※実証実験は平成25年度中に終了し、



地下水位低下工法

結果を踏まえ、南栗橋地区の特徴にあった工法を示したいと考えています。

平成26年5月1日に開催した久喜市液状化対策検討委員会において、南栗橋地区の液状化対策として「地下水位低下工法」が有効であるとの意見をいただいています。

【提言5】

防災行政無線を通じた「行方不明者のお尋ね」の放送について

行方不明者のお尋ねの放送は、久喜菖蒲、栗橋、鷺宮地区ごとに、限定して放送してほしいです。

（平成25年11月受け付け）

【回答要旨】

行方不明者のお尋ねについては、市民の人命に関することであり、久喜警察署および幸手警察署からの依頼を受けて放送しています。

行方不明者のお尋ねは、その内容から、地区ごとに限定することなく広く市民の皆さんへ周知し、情報提供などのご協力をいただくことが望ましいと考えています。また、久喜警察署および幸手警察署からは、行方不明者が市外で発見される事例もあり、出来るだけ広範囲に放送してほしいとの要望もあります。

このようなことから、一刻も早く行方不明者の安否が確認できるよう、引き続き市民の皆さんのご協力をいただきたいと考えています。



防災行政無線

要援護者見守り支援事業にご協力を

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して

近年、集中豪雨や竜巻による風水害、東日本大震災などの大規模地震などにより、全国各地で大きな被害が発生しています。また、こうした自然災害では、特に高齢者や障がい者の方々の被災が目立っています。そこで、市では、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「要援護者」が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう災害発生時などへの要援護者見守り支援の取り組みを行います。

また、平常時においては、声掛け運動などを通じて、地域ぐるみの見守り支援を行っていただきます。

登録申請を受け付けています

◆対象者

- ① 高齢者（65歳以上の方）
- ひとり暮らし
- 高齢者のみの世帯
- 日中・夜間独居世帯
- 要介護3以上（要介護3、5の方）

◆申請書記入上の注意

- 障がいのある方
- 身体障害者手帳1級、2級
- 療育手帳(A)、A
- 精神障害者手帳1級
- 難病患者
- 障害支援区分3以上（障害支援区分3、6の方）

- ④ その他援護を必要とする方となる方

- 妊産婦、乳幼児、児童、外国人など

◆申請方法

申請書（社会福祉課、各総

合支所福祉課で配布。市のホームページからもダウンロード可。）に必要事項を記入し、提出してください。

申請書の受け付けは、随時行っています。また、郵送での申請も受け付けています。

◆申請書記入上の注意

要援護者となる方は、地域の支援者や関係機関に対し、要援護者本人の個人情報を提供することの同意が必要です。また、申請書に記載した個人情報を関係機関に開示することについて、緊急連絡先および支援者になる方から、あらかじめ同意を得てください。

※支援者の欄には、近所の方や日ごろから交流のある方などを記入していただきますが、あらかじめ支援者として登録することについては、その方に同意を得てください。

この事業は、地域の皆さんの善意と協力によって成り立つ

この事業は、地域の皆さんの善意と協力によって成り立つ

地域の皆さんへお願い

つものです。災害発生時に支援を強制するものではありませんが、要援護者の近所に住まいの方は、支援者になつていただくなど「要援護者見守り支援事業」へのご協力を願います。

◆支援者とは

災害発生時または災害の発生が予測されるときに安否の確認や避難の手助けを行うなど、要援護者の支援を行うていただく方です。

※避難誘導等に関して責任や義務を負うものでもありません。

既に登録いただいている皆さんへ

区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の方が訪問し、支援内容や支援者等の未記入部分、変更等の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

「災害対策基本法」が改正され、全ての自治体で高齢者や障がい者など災害発生時に避難に配慮を要する方々の名簿（台帳）を作成することが義務化されました。

名簿（台帳）の作成が法律上義務化されました

また、本人から同意を得ては、警察、消防、民生委員・児童委員といった関係者にかしめ情報提供することや名簿の作成に際し、必要な個人情報を利用できることが法律によって定められました。

孤独死を未然に防ぐために

地域には一人で高齢者や障がいのある方を介護したり、子育てに悩んだり、生活に困っていたりと、さまざまな状況の方がいます。こうしたときに、気付き、手を差し伸べることができるようにも「人」であり、「地域の力」です。孤独死に至る前に、ちょっとした変化に気づき、声をかけたり、相談先や支援機関に伝えたりすることが「命」を救うことにつながります。

地域の気付きを市などの相談窓口につなぎ、救える「命」をともに守っていきましょう。

問合せ・提出先 社会福祉課 社会福祉係（内線3221）

／各総合支所福祉課（菖蒲・内線106／栗橋・内線237／鷺宮・内線161）

相談窓口を 紹介します

◆高齢の方の相談窓口

【家族の介護、高齢者だけの世帯での不安、高齢者への虐待の問題などの相談】

●市役所介護福祉課高齢者福祉係（内線3261）、保険料・給付係（内線3265）、介護認定係（内線3268）、地域包括支援係（内線3271）／各総合支所福祉課（菫蒲・内線107／栗橋・内線231／鷺宮・内線172）

●地域包括支援センター（市内5か所）

①久喜中央地域包括支援センター（市役所介護福祉課内）／内線3271

②久喜東地域包括支援センター（久喜市社会福祉協議会内）／☎23・8845

③菫蒲地域包括支援センター（菫蒲地域福祉センター内）／☎85・8131

④栗橋地域包括支援センター（栗橋総合支所福祉課内）／内線232

⑤鷺宮地域包括支援センター（鷺宮総合支所福祉課内）

／内線170

◆障がいのある方の相談窓口

【障害福祉サービスの利用、障がい者の虐待の問題などの相談】

●市役所障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3241）、自立支援係（内線3246）／各総合支所福祉課（菫蒲・内線106／栗橋・内線236／鷺宮・内線161）

【主に身体障がいのある方に関する相談】

●埼玉北障害者生活支援センター

ターきらら（☎26・9753／☎24・3577）

【主に知的障がいのある方に関する相談】

●埼玉北障害者生活支援センターきらら（☎26・4866／☎26・4870）

●埼玉北障害者生活支援センターたいよう（☎48・7731／☎48・7732）

【主に精神障がいのある方に関する相談】

●埼玉北障害者生活支援センターベルベル（☎25・2755／☎29・3885）

●埼玉北障がい者生活支援センターふれんだむ（☎36・2600／☎36・2601）

◆子育てと女性の相談窓口

【子育て全般や児童への虐待の問題などの相談】

●市役所子育て支援課子育て支援係（内線3281）／各総合支所福祉課（菫蒲・内線145／栗橋・内線239／鷺宮・内線166）

【女性の人権問題などに関する相談】

●市役所人権推進課人権推進係（内線2323）、男女共同参画係（内線2322）／各総合支所総務管理課（菫蒲・内線215／栗橋・内線322／鷺宮・内線318）

◆生活に関する相談窓口

【病気や失業などで生活ができない、経済的に生活に困っているなどの相談】

●市役所社会福祉課生活保護第1係（内線3225）、生活保護第2係（内線3230）／各総合支所福祉課（菫蒲・内線106／栗橋・内線236／鷺宮・内線161）

●福祉の総合相談窓口【福祉に関する相談】

●福祉なんでも相談（☎・☎24・0700）

●久喜市社会福祉協議会（☎23・2526／☎24・1761）

※第4土曜日と年末年始は相談できません。

●地域福祉センター（菫蒲・☎85・8131／☎85・808／栗橋・☎52・7835／☎52・7804／鷺宮・☎58・9131／☎58・7200）

※相談は月々金曜日（祝日を除く）に限ります。

民間事業者による見守り支援

市では平常時の見守り支援の充実を図るため、定期的に各家庭を訪問する事業者の皆さんと「要援護者見守り支援に関する協定書・覚書」を締結し、事業者の方々々と連携した見守り支援のネットワーク化に努めています。

◆要援護者見守り支援に関する協力事業者

- 水道** ㈱日本ウォーターテックス
電気 東京電力㈱春日部支社
ガス 新日本ガス(株)、東彩ガス(株)、鷺宮ガス(株)、一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部加盟店〔(有)平澤商店、(有)学校裏、道祖土商店、(有)伊藤商店、加登屋商店、(株)山中五郎商店、(株)イケダ、(有)池田油店、(有)飯島ガス〕、一般社団法人埼玉県LPガス協会北東武支部栗橋地区、南彩農業協同組合、埼玉みずほ農業協同組合
郵便 日本郵便(株)久喜郵便局・栗橋郵便局
新聞販売店 YC久喜・久喜東・菫蒲・栗橋北部・栗橋南部・鷺宮・東鷺宮、ASA久喜・栗橋・鷺宮、毎日新聞久喜東部販売所・久喜西部販売所、同鷺宮販売所
宅配事業者 生活協同組合コープみらい、かぞヤクルト販売(株)、名糖牛乳出井販売店、雪印牛乳新町販売店、(株)樹来サンミルクサービス久喜店、原牛乳店、森永牛乳菫蒲販売所、森永久喜ミルクセンター、片岡牛乳店、(有)わかばみるくショップわかば鷺宮宅配センター
金融機関 ㈱埼玉りそな銀行久喜支店・菫蒲支店・栗橋支店・鷺宮支店、(株)みずほ銀行久喜支店、(株)武蔵野銀行久喜支店、(株)栃木銀行久喜支店、埼玉縣信用金庫久喜支店、川口信用金庫久喜支店・栗橋支店・鷺宮支店
保険 明治安田生命保険相互会社さいたま支社
問合せ・提出先 社会福祉課社会福祉係（内線3221）／各総合支所福祉課（菫蒲・内線106／栗橋・内線237／鷺宮・内線161）



教育委員会委員が 決まりました

久喜市議会平成26年第1回臨時会で、教育委員会委員に、榎本英明さんが再任され、柿沼光夫さんが選任されました。

また、その後の定例教育委員会で、榎本英明さんが委員長職務代理者に再任され、柿沼光夫さんが教育長に選任されました。



柿沼 光夫さん



榎本 英明さん

監査委員が 決まりました

久喜市議会平成26年第1回臨時会で、識見の監査委員に矢島隆さんが再任され、議員選出の監査委員に山田達雄さんが選任されました。



山田 達雄さん

矢島 隆さん

公平委員会委員が 決まりました

久喜市議会平成26年第1回臨時会で、公平委員会委員に、島崎和子さん、山田正一さんが再任され、小倉健治さんが選任されました。



島崎 和子さん

山田 正一さん

小倉 健治さん

埼玉東部消防組合消防職員募集

採用人数 消防吏員(救急救命士を含む)31人(予定/採用人数は、欠員等により変更になる場合があります。)

採用予定日 平成27年4月1日

受験資格 上級:大学を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みで平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方/中級:短期大学(一定の条件を満たす専門学校を含む)を卒業または平成27年3月31日までに

卒業見込みで平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方/初級:高等学校を卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みで平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

※日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は、受験できません。

第1次試験日時・会場 9月21日(日)

鷲宮総合支所4階会議室

受付期間 7月15日(火)～8月5日(火) 17時 必着

申込方法・問合せ 受験申込書(消防局総務課または各消防署等で配布)に必要書類を添えて、持参または郵送で、

埼玉東部消防組合消防局総務課職員係(〒346-0021 久喜市上早見396/☎21・2711/土・日曜日、祝日を除く)へ

7/19 (土)

久喜市民プール オープンのお知らせ

開設期間 7月19日(土)～8月24日(日)

利用時間 9時～17時

入場料 一般500円/小・中学生200円

※ロッカー利用料100円

注意事項 暴力団関係者、入れ墨、タトゥー(シールを含む)をした方の入場は固くお断りします。

なお、入場後に判明した場合は、速やかに退場していただきます。

また、お断り、退場に伴う一切の補償、返金はしませんので、あらかじめご了承ください。

※天候不良等による当日のプール利用の可・不可については、総合体育館ホームページ(<http://park.geocities.jp/kukishisougoutaikukan/>)をご覧ください。

問合せ 総合第1体育館

☎21・3611



募集します

① 久喜市農業振興協議会 委員

内容 農業振興に関する必要な事項の審議
募集人数 6人

委員構成 公募による市民、学識経験者など(計20人)

会議開催の予定 年4回程度
応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・簡単な自己紹介と応募動機(400字程度)を明記の上、持参または郵送・FAX・Eメール

で、農業振興課農業振興係(〒346-8501 所在地記入不要/内線2863/☎22・9364/Eメール nogyoshinko@city.kuki.lg.jp)へ

② 久喜市下水道・農業集落排水事業 運営審議会委員

内容 下水道事業や農業集落排水事業の管理運営に関する重要事項の審議
募集人数 5人

委員構成 公募による市民、学識経験者、下水道使用者、農業集落排水処理施設使用者(計15人以内)

会議開催の予定 年2回程度

応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機(400字以内)を明記の上、持参または郵送・FAX・Eメールで、下水道業務課管理・計画係(鷲宮総合支所内/〒340-0295 所在地記入不要/内線271/☎59・7008/Eメール gesu:gyomu@city.kuki.lg.jp)へ

【①・②共通】
応募資格 18歳以上の市内在住・在勤・在学者
※既に五つ以上の審議会、委員会などの委員を兼任されている方は応募できません。

委員の任期 委嘱日から2年
報酬 月額6000円
募集期限 7月25日(金) 消印有効

選考および結果 公募選考委員会において選考します。結果は応募者全員に通知します。

市内小・中学校または幼稚園に勤務する業務員の登録希望者を募集しています。登録された方の中から、必要に応じて、臨時職員として採用します。

勤務内容 校内環境美化業務全般
勤務地 市内小・中学校または

市内小・中学校または幼稚園に勤務する業務員の登録希望者を募集しています。登録された方の中から、必要に応じて、臨時職員として採用します。



チャレンジ25キャンペーン

今年も節電にご協力を

みんなで省エネ

家庭や事業所など、地域全体で節電を心掛けましょう。特に電気使用量の多い時間帯(9時〜20時)の節電は効果的です。

※チャレンジ25とは、2020年までに、温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する取り組みです。

- ① こまめにスイッチオフ
- ・ エアコン、照明、テレビなど使わない場合は、こまめにスイッチを切りましょう。
- ② 待機電力を削減
- ・ コンセントからプラグを抜く、スイッチ付きタップを

使うなど待機電力を削減しましょう。

- ③ エアコンの設定温度を無理のない範囲で控えめに
- ・ 冷房時の室温は28度を目安にしましょう。
- ④ エアコンと扇風機を併用
- ・ エアコンと扇風機を併用すると冷房効果が上がります。
- ⑤ 冷蔵庫で節電
- ・ 設定温度は「強」から「中」にしましょう。
- ・ 冷蔵庫を開ける時間を短く、開閉回数は減らしましょう。
- ⑥ 照明で節電
- ・ 照明器具の掃除や省エネ型の照明器具への買い替えをしましょう。
- ⑦ 台所で節電
- ・ ご飯は炊飯器での保温より電子レンジで温めましょう。
- ・ 電気ポットは使用を控えま

しょう。

- ⑧ 緑のカーテンで節電
- ・ ゴーヤ、朝顔等のつる性植物で自然のカーテンを作ることに、夏の強い日差しを防ぐことができます。
- ⑨ 執務はノーネクタイ・ノー上着の軽装で
- ・ ノーネクタイ・ノー上着の軽装で執務することで、エアコンの稼働を抑えることができます。
- ⑩ 一家だんらんで仲良く節電
- ・ 食事やだんらんの時などは、家族みんなで一つの部屋に集まりましょう。



問合せ 環境課環境企画係(内線2824)

小・中学校・幼稚園業務員(臨時職員)

登録希望者募集

は幼稚園

勤務時間 7時30分から15時までのうちの連続する5時間
※週2、3回のローテーション勤務

採用時期 10月
賃金 時給810円
申込期限 8月1日(金) 必着

申込方法・問合せ 市指定の臨時職員登録申込書(学務課で配布。市ホームページからもダウンロード可。)に必要事項を記入し、写真添付の上、持参または郵送で、学務課学事係(菖蒲総合支所内/〒346-0192 所在地記入不要/内線334)へ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の

申請を忘れずに

4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、対象の方に臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

類を添えて、期間内に手続きをしてください。

申請書類 ①申請書 ②児童手当(特例給付) 受給状況証明書(勤務先発行のもの)

対象の方には、6月下旬に申請書を郵送しましたので、期間内に手続きをしてください。

封筒の色は臨時福祉給付金は緑色、子育て世帯臨時特例給付金はピンク色です。

■子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員の方
公務員の方には、申請書の郵送はしませんので、勤務先からの案内をもとに、次の書

類(免許証などの写し) ④本人確認のできる書類(振込口座の記載がない場合や記載された振込口座以外の口座に振り込みを希望する場合に必要です)

平成26年全国消費実態調査を実施します

9月から11月にかけて、平成26年全国消費実態調査が実施されます。

この調査は、国民生活の実態を家計の面から総合的に把握する統計調査として5年ごとに実施されています。

農業集落排水処理施設の使用者の皆さんへ

農業集落排水処理施設使用料は、基本料金と人数割料金からなっています。使用人数が、変更(転入、転出、出生、死亡等)になった場合は、使

用料が変更になりますので、下水道業務課へご連絡ください。

なお、農業集落排水処理施設使用料は、連絡を受けた翌

7月14日(月)～10月31日(金) ※申請先は平成26年1月1日時点で住民登録がある市区町村です。

申請・問合せ
臨時福祉給付金：社会福祉課
社会福祉係(内線3221)

子育て世帯臨時特例給付金：子育て支援課医療手当係(内線3285) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線106 / 栗橋・内線236 / 鷺宮・内線161)

調査員が皆さんのお宅に伺いましたら、ご協力をお願いします。

問合せ 企画政策課統計係(内線2285)

年金コラム

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

●免除制度

第1号被保険者(農業、自営業者など)で所得が少なく、保険料を納めるのが困難な方に対し、保険料の全額または一部を免除することができ、制度です。免除は、申請を行い、日本年金機構が承認した場合に限られます。承認される基準は、申請者本人とその配偶者・世帯主の所得(前年)が、定められた所得額を超えていないことです。

●納付猶予制度

30歳未満で国民年金保険料の納付が困難な方に対し、保険料全額の納付を猶予することができ、制度です。

7月1日から平成27年6月30日までの納付猶予は、7月1日から申請できます。申請は毎年必要です。

詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

申請・問合せ 春日部年金事務所 ☎048・737・7112 / 市民課(総合窓口)

市民係(内線2663) / 各総合支所市民課(菖蒲・内線121 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線126)

免除期間 7月1日から平成27年6月

免除の対象となる所得(前年)の目安	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
世帯員数				
4人世帯(夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

農業用廃プラスチック収集日のお知らせ (久喜・菖蒲地区)

久喜市久喜・菖蒲地域廃プラスチック処理運営協議会では、環境保全のため農業用廃プラスチックのリサイクルに努めています。

搬入するときは、泥等の汚れを落とし、異物、異素材の混入を避け、10kgから15kgくらいでつづら折りし、ほどけないように同じ素材のひもで2、3か所縛ってください。
なお、劣化したもの、分別

されていないもの、汚れがひどいものは、受け入れをお断りすることがあります。

搬入できる方 久喜・菖蒲地区の農業者(法人を除く)
搬入できる素材 軟質系ポリエチレン(外張りPO、PO、カーテン、マルチ、灌水チューブ、マイカー線、ポリポット) ※硬質系ポリエチレン、塩化ビニールは別途収集します。
日時 7月24日(木) 9時～12時

場所 久喜地区：久喜ライスセンター(下清久) / 菖蒲地区：カントリーエレベーター(菖蒲町下栢間)
負担金 1kgにつき10円(税込み)

問合せ 久喜地区：JANA南彩久喜営農経済センター ☎25・1515 / 菖蒲地区：JANA南彩菖蒲営農経済センター ☎85・7334

健康・食育まつり 一般出展(店)者募集

市では、久喜市健康・食育まつりに一般出展(店)をする団体等を募集します。

日時 12月14日(日) 10時～15時
場所 久喜総合文化会館
募集内容 ①健康づくりや食育に関する取り組みについての展示(パネル展示) ②地元特産品、郷土食、健康に配慮した飲食物の販売(営利を目的としたものではないこと) ③来場者が体験または参加することで健康づくりや食育について学ぶことを目的としたもの

出展(店)資格 構成する参加者の半数以上が市内在住・

在勤・在学者
募集区画数 屋外テント5張り(1出店につき2張りまで) / 屋内パネル展示 5団体(1出展につき2枚まで)

※応募者多数の場合は出展(店)説明会で調整します。
出展(店)料 無料(出展(店)料以外の諸経費は自己負担)
●出展(店)説明会
出展(店)を希望する団体等は、必ず出席してください。
日時 8月5日(火) 13時30分～15時
場所 市役所第二庁舎2階会議室

※まつりの開催当日までに数

回の打ち合わせ会を実施する予定です。
※詳しくは、市ホームページの募集要領をご覧ください。
お問い合わせください。

お問い合せください。
申込期限 7月28日(月) 必着
申込方法・問合せ 「出展(店)申込書」(健康医療課で配布。市ホームページからもダウンロード可。)に必要事項を記入の上、持参または郵送・FAX・Eメールで、健康医療課健康企画係(〒346-8501 所在地記入不要)内線3422 / ☎22・3319 / Eメール kenkoiry@city.kuki.lg.jp)へ

ryo@city.kuki.lg.jp)へ

明るい選挙啓発ポスター・標語募集

◆①明るい選挙啓発ポスター
内容 明るい選挙を推進するものや投票を呼びかけるもの
対象 市内在住・在学の小・中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒

◆②明るい選挙啓発標語
内容 選挙に関する意識の高揚や明るい選挙の推進に役立つもの
対象 市内在住・在勤・在学者
応募方法 持参または郵送

◆③明るい選挙啓発ポスター・標語募集
応募先・問合せ 市選挙管理委員会(〒346-8501 所在地記入不要)内線2247 / Eメール senkan@city.kuki.lg.jp)

Eメール「作品(1人1点)・住所・氏名・年齢(学生は学校名・学年)・電話番号を明記」
【①・②共通】
その他 (1)入選作品は「広報くき」や市ホームページなどに掲載し、啓発に利用します。(2)作品は原則返却しません。(3)入選作品の使用にあたり、氏名・学校名等を公表する場合があります。(4)過去の入選作品は対象外です。

募集期限 9月12日(金) 必着
応募先・問合せ 市選挙管理委員会(〒346-8501 所在地記入不要)内線2247 / Eメール senkan@city.kuki.lg.jp)

募集期限 9月12日(金) 必着
応募先・問合せ 市選挙管理委員会(〒346-8501 所在地記入不要)内線2247 / Eメール senkan@city.kuki.lg.jp)

市の花「コスモス」を咲かせてみませんか

コスモス種まきボランティア募集



日時 8月2日(土) 8時～11時(雨天中止)
場所 前集合～9時終了予定(雨天中止)
コスモスふれあいロード(葛西用水路沿い)
内容 コスモスの種まき
対象 どなたでも(個人・団体を問わず参加できます。)
持物 作業のしやすい服装、飲み物
申込期限 7月18日(金)
申込み・問合せ 鷺宮総合支所環境経済課(内線224)

第2回久喜市PTA人権教育研修会

小林徹講演会開催

「プロフェッショナルとして生きる」



小林 徹さん

日時 8月21日(木) 受け付け13時30分/14時~16時
場所 久喜総合文化会館小ホール
※手話通訳者を配置します。
講師 小林徹さん(エゴグリーgakushu@city.kuki.lg.jp) <

ン設計代表取締役
対象 市内在住・在勤・在学者
定員 308人(予定/申込順)
費用 無料
申込期間 7月11日(金)~8月20日(水)
申込方法・問合せ 電話またはFAX、Eメールで、生涯学習課人権教育係(菖蒲総合支所内/内線365/☎85・1788/Eメールshogai1788@Eメールshogai.gakushu@city.kuki.lg.jp) <

男女共同参画人材リスト登録者募集

市では、市の政策を決定する場により多くの女性に参画していただくため、人材リストを作成しています。

使用目的 審議会等への女性の委員登用の促進や各種講座等の講師選定

登録要件 市内在住・在勤・在学、または市内に活動の場を有する方で、次のいずれかの要件を満たす18歳以上の方
①法律、医療・保健衛生、福祉、教育、文化・芸術の分野などの知識・資格を有する女性
②社会活動やボランティア活動などに参加し、市政や

地域の発展に意欲や関心のあ
る女性 ③女性問題や男女共同参画について詳しい男性または女性
募集期限 7月31日(木)
応募方法・問合せ 登録用紙(人権推進課で配布。市ホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入の上、持参または郵送、FAX、Eメールで、人権推進課男女共同参画係(〒346-8501 所在地記入不要/内線2322/☎22・3319/Eメールjinken@city.kuki.lg.jp) <



社会を明るくする運動

7月は社会を明るくする運動強調月間です。この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、地域社会の中で協力の輪を広げていくことを目的とした全国的な運動で、今回で64回目となります。

この「社会を明るくする運動」が誕生したのは、昭和26年にまでさかのぼります。

久喜市社会を明るくする運動を実施します

毎年、7月1日から31日までの1か月間を強調月間として全国各地でさまざまな運動が展開されています。市内でも、次のとおり実施します。

◆ワークショップ

日時 7月23日(水) 14時~15時30分

場所 久喜総合文化会館広域文化展示室

内容 グループで事例に対して意見交換をして更生保護の理解を深める
募集人数 10人(申込順)

◆街頭啓発活動

日時 7月23日(水) 16時30分

※啓発品がなくなり次第終了
場所 久喜駅西口・東口/イトーヨーカドー久喜店店頭

内容 社会を明るくする運動啓発品の配布
問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2633)

昭和24年7月1日に、非行少年等の支援と犯罪の予防を目的とした犯罪者予防更生法が施行され、新しく更生保護制度が始まりました。この制度に共感して、戦後街にあふれる子どもたちの未来を案じた有志が、同年7月に「犯罪者予防更生法実施記念フェア(銀座フェア)」を開催しました。このフェアが発端となり、昭和25年に開催された「矯正保護キャンペーン」を通じて認識が深まり、昭和26年にこの活動を「社会を明るくする運動」と名付け、各地に広めることとなりました。

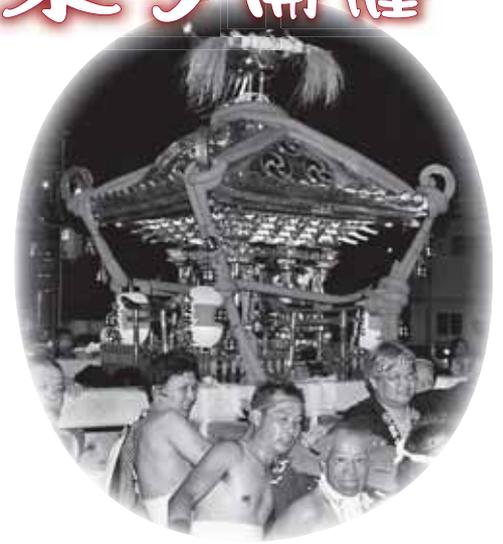
これが運動の始まりです。犯罪や非行からの立ち直りを支えるには、地域の全ての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。そして、立ち直りを決意した人が安心して地域の中に溶けこんでいけるよう温かく見守る社会づくりが必要です。久喜市でも、社会を明るくする運動を行います。左に詳細を掲載していますので、皆さんの積極的な参加をお待ちしています。
問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2633)

7/19(土)・20(日)

くりはし夏祭り開催

荘厳で豪快な八坂神社大神輿が躍動感を与えます。栗橋駅前で行われる大神輿と阪東太鼓の競演は見応えたっぷりです。地元の人たちの手づくりの付け祭りは、太鼓や流しおどりなど見どころ満載です。

問合せ 久喜市栗橋観光協会（栗橋総合支所環境経済課内／内線245）



←→ 7月19日(土)の大神輿渡御 (往復)
 >---> 7月20日(日)の大神輿渡御

7月19日(土)

内容	時間	場所
園児みこし・太鼓	17時～18時(雨天中止)	本部前
大神輿	18時～21時30分	本通りを往復
阪東太鼓	18時30分～19時 20時40分～21時30分	本部前
流しおどり	19時～19時50分	本通り
栗橋ソーラン	19時50分～20時15分	本部前
栗橋音頭	20時15分～20時40分	本通り

7月20日(日)

内容	時間	場所
大神輿	18時～21時30分	町内一巡
納涼フェスティバル	19時～21時30分	本部前
阪東太鼓	19時30分～21時	栗橋駅東口

※お越しの際は鉄道等をご利用ください。

交通規制のお知らせ

車両等の進入禁止にご協力をお願いします。

- ①～②：両日ともに 16時～21時45分
- ③～④：7月19日(土) 16時45分～21時45分
7月20日(日) 18時～21時45分

問合せ 幸手市観光協会事務局
 (商工観光課内) ☎43・
 1111 (内線593)

幸手市 幸手夏祭り
 日程 7月13日(日)・17日(木)・
 19日(土)・20日(日)
 場所 幸手市中央通り
 内容 300年近い歴史と伝
 統を誇る幸手の夏祭り
 ・大神輿渡御(7月13日(日))
 ・子ども神輿連合渡御(7月
 17日(木))
 ・山車曳廻し(7月19日(土)・
 20日(日))

蓮田市
 第25回はすだ市民まつり
 日時 8月23日(土) 10時30分
 ※雨天決行
 場所 のくぼ通り(蓮田駅東
 口)
 内容 おどりなどの市民参加
 イベント、小学生鼓笛隊パ
 レードなど
 問合せ はすだ市民まつり実
 行委員会事務局(蓮田市商工
 会仮事務所) ☎048・7
 69・1661

タウン情報
 となりまちへ
 行こう

問合せ 杉戸町商工会(杉戸
 町観光協会事務局) ☎32・
 3719

杉戸町 古利根川流灯まつり
 日程 8月2日(土)・3日(日)
 18時10分～21時
 場所 古利根川(古川橋～清
 地橋)
 内容 大型灯笼(250基)
 の係留、各種イベントや花火
 の打ち上げ(8月3日(日))

宮代町 宮代町民まつり
 日程 8月23日(土)・24日(日)
 ※時間等の詳細はお問い合わせ
 ください。
 場所 コミュニティセンター
 進修館周辺
 内容 流し踊り、みこしの巡
 行、その他子どもから大人ま
 で楽しめるイベント
 問合せ コミュニティセン
 ター進修館 ☎33・3846

白岡市 白岡まつり
 期日 8月2日(土)
 場所 白岡市役所庁舎周辺特
 設会場
 内容 模擬店、白岡おどり、
 よさこいソーラン踊り、打ち
 上げ花火など
 問合せ 白岡まつり運営委員
 会事務局 ☎92・8151

わがやの アイドル



木村 柚月ちゃん(5歳)(右)
優李ちゃん(3歳)(左)
倅菜ちゃん(8か月)(中央)
(桜田4)
♡仲良くね☆3姉妹♡



安藤 圭吾くん(4歳)(右)
慎司くん(10か月)(左)
(古久喜)
仲良し兄弟☆



柴野 愛未ちゃん(3歳)(右)
茜ちゃん(6か月)(左)
(南栗橋4)
いつまでも姉妹仲良く

愛の泉

～善意をありがとうございます～

★保健福祉のために

久喜民謡連合会さん 金15,877円
本町3丁目カラオケ愛好会さん 金15,340円



神山 龍保くん(1歳)
(本町7)
我家のヤンチャ坊主☆



岡安 麻央莉ちゃん(5か月)
(鷲宮4)
わが家の小さなお姫様

連載 久喜歴史だより(第33回)

単信上人の祈りが込められた

六角名号塔



六角名号塔

日光道中の宿場町として栄えた旧栗橋宿には、栗橋の開墾者とゆかりのある深廣寺(栗橋東3丁目)があります。

深廣寺は、無涯山単信院深廣寺と号する浄土宗の名刹です。元和元年(1615)下総国栗橋村(現茨城県猿島郡五霞町元栗橋)から村民を引き連れ、後の栗橋宿となる上河辺新田を開墾した並木五郎平が開基し、無涯閑栄上人が開山しました。この深廣寺の境内には、2代目住職の単信上人が建立した市指定文化財「六角名号塔」があります。

単信上人は上野国(現群馬県)に生まれ、菩提寺の大蓮寺で仏門に入りました。芝増上寺で修行した後、慶安2年(1649)飯沼(現茨城県常総市)の弘経寺から深廣寺の住職に迎えられ、多くの信者に慕われました。

六角名号塔は、単信上人が三界に迷う衆生の得脱を願い、また近郷の村々の豊作と繁栄を祈り、承応3年(1654)

から明暦2年(1657)までにかけて建立した千人供養塔です。この供養塔は

高さが約3・6mあり、6面に「南無阿彌陀仏」の6文字が刻まれています。

伝承では、単信上人が幕府の許可を得て石工とともに伊豆に渡り、21基の供養塔を刻んで船で運ぼうとしたところ、上人らに乗せた船は嵐に遭い沈没寸前となりました。上人はこれを供養塔を欲しが

る龍神の仕業と考え、1基を水中に投じて龍神を鎮めました。利根川を舟でさかのぼり、無事に栗橋まで辿り着いた上人は20基の供養塔を建立したとされます。

その後、9代目の法信上人によって供養塔1基が建立され、現在は21基となっています。供養塔の基礎部分には「武蔵国新栗橋」と彫られているものが7基あり、新栗橋(上河辺新田)が開墾された時代を偲ばせるものとなっています。



問合せ 文化財保護課文化財・歴史資料係(菖蒲総合支所内/内線372)



2014しょうぶポピーまつり



5月11日(日)から31日(土)まで、しょうぶ会館農園ポピー畑で、「2014しょうぶポピーまつり」が開催されました。

期間中は、ポピーの花の無料摘み取りや地域のボランティアの皆さんによる野菜販売が行われ、18日(日)には、菖蒲地区の小・中学校7校の児童・生徒の思いを込めたペットボトルロケットの打ち上げなどがあり、大勢の来場者で賑わっていました。

鷺宮地区コミュニティ祭り



5月18日(日)、鷺宮総合支所周辺で、「鷺宮地区コミュニティ祭り」が開催されました。

演歌歌手や大道芸人によるステージショーやミニSL、スタンプラリーなどのさまざまなイベントが行われ、会場には来場者の笑顔があふれていました。

写真ニュース

あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル



6月8日(日)から、菖蒲総合支所周辺で、「第20回あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル」が始まりました。

初日の8日に開催された「あやめ祭り」では、ラベンダー商品や特産品などの販売が行われました。会場では早咲きのラベンダーが見ごろを迎え、爽やかな香りに包まれていました。

ブルーフェスティバルは7月6日(日)まで開催されます。

ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動



5月25日(日)、市内各地で、「ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動」が行われました。

当日は、市民の皆さんや市内協力団体の皆さんなど、約2万1,500人が参加し、道路や公園などの清掃活動が行われました。この日一日で集められたごみの総量は約29.5トン。ご参加いただいた皆さん、ご協力ありがとうございました。

お知らせ

久喜市役所 ☎22-1111
 菖蒲総合支所 ☎85-1111
 栗橋総合支所 ☎53-1111
 鷺宮総合支所 ☎58-1111

お知らせ

緑のリサイクル

不要となる樹木を登録・紹介することで、緑を保全しています。

※譲渡方法等詳細は、当事者間で決めていただきます。

●譲ります

・ツゲ 1本 高さ2m強
 幹の直径6cm

申込開始 7月14日(月) 9時

(申込順)

申込み・問合せ 環境課環境企画係(内線2824)

埼玉県美術展覧会 入選作品展開催日程 変更のお知らせ

毎年8月初旬に開催している埼玉県美術展覧会入選作品展の開催日程が次のとおり変更になりました。

募集

久喜市ファミリー・サポート・センター会員

◆入会説明会

日時 7月16日(水) 10時～12時
 場所 鷺宮東コミュニティセンター(さくら)

申込期限 開催日の9時

申込み・問合せ 同センター
 鷺宮 ☎59-6600

久喜市民芸術祭 出演団体

期日 平成27年1月25日(日)

場所 久喜総合文化会館小ホール

対象 市内在住・在勤・在学者で、市内を主な活動拠点とする団体

募集するジャンル(種目)
 音楽(合唱、楽器演奏等)、民謡、舞踊、吟詠、郷土芸能、ダンス等

出演料 無料

※出演に伴う費用については各団体負担

その他 応募多数の場合は選考の上決定します。

募集期限 7月31日(木) 必着

申込方法・問合せ 応募用紙(生涯学習課、各教育委員会分室、中央・東・西・森下・栗橋・鷺宮の各公民館、各図

催し・講座

久喜市栗橋文化協会

40周年記念 「井上千春ショー」

日時 9月7日(日) 開場13時

／開演13時30分

場所 栗橋文化会館(イリス)

曲目 「俵つみ唄」「最上川舟唄」「栗橋音頭」ほか

対象 市内在住者

入場料 無料

定員 250人(超えた場合抽選)

※入場整理券が必要です。

主催 久喜市栗橋文化協会

申込期限 7月31日(木) 消印有効

申込方法・問合せ 往復はがき(一葉二人まで)に住所・氏名・電話番号・人数を明記の上、久喜市栗橋文化協会柿澤(〒349-1110 6久喜市緑1の2の5「井上千春ショー」係/☎090・1502・7134)へ

書館、各文化会館、ふれあいセンター久喜で配布)に必要事項を記入の上、直接または郵送で、生涯学習課文化振興係(〒346-0192 所在地記入不要/菖蒲総合支所内/内線369)へ

**県立久喜高等学校音楽部
第33回定期演奏会**

日時 7月20日(日) 開場13時
／開演13時30分
場所 久喜総合文化会館大ホール
内容 女声合唱、県立浦和高
等学校との混声合唱、ミュー
ジカル「サウンド・オブ・
ミュージック」
入場料 300円
問合せ 同校音楽部
☎21・0038

豊田ふるさと祭り

活気に満ちた豊かな郷土づ
くりを目指し、ふるさと祭り
を行います。
日時 7月26日(土) 16時30分
～21時
※雨天の場合は7月27日(日)に
順延
場所 豊田コミュニティプラ
ザ(南栗橋8丁目)
内容 各種団体の催しと打ち
上げ花火

**NPO法人の作り方
設立基礎講習会 in 久喜**

「NPO法人を作りたいの
で教えてほしい」という方か

※打ち上げ花火は20時ごろ予定
問合せ 特定非営利活動法人
豊田ふるさとづくり振興会
☎52・2341

ら「NPO法人がどんな活動
をしているのか知りたい」と
いう方まで、どなたでも気軽
に参加できる講習会です。

日時 8月8日(金) 13時30分
～15時30分
場所 鷲宮西コミュニティセ
ンター(おおとり) ボラン
ティアビュロー
費用 無料
その他 講習会終了後、設立
に係る個別相談もできます。
申込期限 8月1日(金)
申込み・問合せ 埼玉県利根
地域振興センター県民生活担
当 ☎048・555・11
10

**ヨガ(木曜日コース)
体験教室**

日時 7月24日(木) 受け付け
9時30分／開始10時(1時間
30分程度)
場所 地域交流センター(青
葉団地郵便局前)
内容 ヨガで健康維持と体力
アップを図る
講師 古川美由紀さん(公認
インストラクター)
対象 20歳以上の方
定員 10人(超えた場合抽選)
費用 無料
持物 動きやすい服装、スポー
ツタオル、飲み物、ヨガマッ
トまたは大きめのバスタオル
申込期間 7月15日(火)～23日(水)

申込方法・問合せ 電話また
はEメール(住所・氏名・電
話番号を記入)で、NPO法
人スポーツコミュニティ久喜
東 松島(☎53・5539)
☎090・9300・859
0 火～金曜日10時～16時/
Eメール sportskh@qb3.so-
net.ne.jp)へ

※体験教室開催後の継続教室
は平成26年度スポーツ振興
くじの助成を受けて行いま
す。

久喜市栗橋ゴルフ大会

期日 9月10日(水)
※雨天決行
場所 星の宮カントリー倶楽
部(栃木県下都賀郡壬生町壬
生甲3705の1)
競技方法 18ホール新ペリ
ア方式(OUT・IN同時ス
タート)
対象 市内在住・在勤者
定員 120人(申込順)
費用 参加費5000円(当
日集金/プレー費7200円
(各自精算))
※8月31日(日)以降の参加の取
り消しはできません。
※キャディ希望の方は申込書
に記入してください。
主催 久喜市栗橋ゴルフ協会
申込期間 7月10日(木)～31日
(木) 10時～19時
申込方法・問合せ 申込書

夏休み子ども自然観察会

(TGAゴルフ練習場で配
布)に必要な事項を記入の上、
同練習場(久喜市高柳246
5/☎52・7801)へ
かつて久喜周辺にもたくさ
んいたトンボやチョウ、動植
物を自然園で見つけてみま
せんか。
日程 8月20日(水) ①8時15
分栗橋B&G海洋センター駐
車場集合 ②8時45分市役所
正面玄関集合/15時15分市役
所、15時45分栗橋B&G海洋
センター帰着予定
※雨天決行
場所 県環境科学国際セン
ター(加須市上種足914)
※市バスを利用
対象 中学生以下の市内在住者
※幼稚園児以下は保護者同伴
(小学校低学年は保護者同
伴可)
定員 25人(申込順)
費用 無料
※保護者は300円(入場料)
持物 筆記用具、弁当、水筒、
長袖・長ズボン・帽子(白つ
ぼい服装:虫除け等安全対策
のため)、雨具
申込期間 7月11日(金)～8月
13日(水) 17時
申込方法・問合せ 直接また
は電話で、環境課環境企画係
(内線2824)へ

夏休みジュニアソフト テニス体験教室

日時 7月18日(金) 受け付け
16時15分/開始17時(1時間
30分程度)
※予備日 7月25日(金)
※予備日も雨天の場合は受け
付けと教室の説明のみ行い
ます。

場所 青葉公園テニスコート
講師 庄司充子さん(日本体
育協会公認ソフトテニス指導
員)ほか

対象 小学3〜6年生
定員 10人(超えた場合抽選)
費用 無料

持物 タオル、飲み物、運動
のできる服装、テニスシュー
ズ(お持ちの方)
※ラケット・ボール等は用意
します。

申込期間 7月10日(木)〜17日(木)
申込方法・問合せ 電話また
はEメール(住所・氏名・電
話番号を記入)で、NPO法
人スポーツコミュニティ久喜
東 松島(☎53・5539/
090・9300・859
0 火〜金曜日10時〜16時/
Eメール sportskh@qb3.so-
net.ne.jp)へ

※体験教室開催後の継続教室
は平成26年度スポーツ振興
くじの助成を受けて行いま
す。

県立特別支援学校 埴保己一学園教育相談会

◆見えない・見えにくいこと
に関する相談

日時 8月23日(土) 10時〜12
時/13時30分〜15時30分

場所 越谷市教育センター
(越谷市増林3の4の1) /
さいたま市特別支援教育相談
センター(さいたま市中央区
下落合6の10の3)

申込期間 8月8日(金)
◆埴保己一学園学校公開
日時 9月19日(金) 9時10分
〜12時30分

場所 同学園(川越市笠幡85
の1)

申込期限 9月12日(金)
申込み・問合せ 同学園 ☎
049・231・2121

近世古文書解読講座 (初級編)

日程 ①7月24日(木) ②7月
30日(水) ③7月31日(木) ④8
月6日(水) ⑤8月7日(木) 全
5回 14時〜15時30分

場所 栗橋いきいき活動セン
ターしずか館

内容 近世の古文書を解読し
ます。①は講義、②④は事前
予習、③⑤は講師解説による
解説です。

講師 ①③⑤三野行徳さん
(日本近世史研究者・東洋英和

女学院大学非常勤講師)

対象 市内在住・在勤・在学者
定員 15人(申込順)

費用 無料
持物 筆記用具、くずし辞
書(お持ちの方)

申込期間 7月10日(木)〜22日(火)
申込方法・問合せ 直接また
は電話で、文化財保護課文化
財・歴史資料係(荻浦総合支
所内/内線372)へ

医療市民マイスター講座

日程 ①7月18日(金) ②8月
8日(金) 10時〜12時

場所 済生会栗橋病院東館5
階講堂1

内容 ①「在宅医療とは」
②「地域医療について」Orinas
の担う役割」

講師 ①秋山正子さん(NP
O法人白十字在宅ボランティア
の会理事長) ②伊関友伸
さん(城西大学経営学部教授)

費用 ①②各4000円
主催 医療市民マイスター協会
問合せ 同会事務局 溝田
☎090・6562・6094

犯罪被害者支援 県民公開講座

日時 7月28日(月) 開場14時
15分/14時30分〜15時30分

場所 鷺宮総合支所4階40
7・408会議室
内容 犯罪被害者遺族による

講演
定員 100人(当日会場先
着順)
費用 無料
問合せ 公益社団法人埼玉犯
罪被害者援助センター ☎
48・865・7831

子どもをもっと 知るための講座

日時 7月31日(木) 10時〜12時
場所 中央保健センター2階

内容 子どもと上手に関わる
ためのポイントを赤ちゃん
誕生時からの発達を中心に学
びます。

講師 竹内理恵子さん(竹内
助産院院長)

対象 子ども周りにいる全
ての人(赤ちゃんも一緒に会
場に入れます。)

定員 40人(申込順)
費用 100円(資料代)
申込開始 7月11日(金) 9時

その他 保育あり(申込順20
人/要予約)
申込方法・問合せ 電話また
はFAX(住所・氏名・連絡
先を明記)で、子育てネット
ワーク・久喜んこ 金井(☎
090・2432・1365)
または岡安(☎22・384
3)へ

※この講座は市と子育てネッ
トワーク・久喜んこの協働
事業により実施します。

手

このマークの記載がある事業は、手話通訳者の派遣が可能な事業です。派遣を希望する方は各事業実施日の10日前までに、事業等の担当課にお申し込みください。



公共施設の催し

公民館

中央公民館

☎21・1550

◆①はじめてのノルディックウォーキング教室 **手**

日程 ①8月31日 9時～15時 ②9月7日 9時～12時

③9月14日 9時～15時 ④9月21日 9時～14時

⑤10月5日 9時～13時 ⑥10月12日 9時～14時 各日曜日全6回

場所 ①清水公園 ②県営権現堂公園 ③国営武蔵丘陵森林公園 ④古河総合公園 ⑤関宿にここ水辺公園 ⑥渡良瀬遊水地

集合場所 中央公民館ロビー

※市バスを利用

内容 メタボリックシンドローム対策として有効なノルディックウォーキングの基礎を学ぶ

※ボールは貸し出します。

講師 野原初美さん(久喜市スポーツ推進委員)

対象 市内在住・在勤・在学者

定員 24人(超えた場合抽選)

費用 1300円(入場料等)

◆②大人の学校 **手**

～日本史(近代史)～

日程 9月2日・9日・30日

◆④みんなで作ろう
日程 8月7日(木)・21日(木) 13時

内容 工作

定員 15人(申込順)

◆⑤料理作り

日時 8月22日(金) 13時

内容 フルーツポンチを作る

定員 10人(申込順)

費用 100円(材料費)

【①～⑤共通】

申込期限 7月24日(木) 必着

申込方法 往復はがき

市立図書館

鷺宮図書館

☎58・1002

中央図書館

☎21・0114

◆子ども一日図書館員募集

図書館ってどんな仕事をしているのかな。体験してみませんか。

日程 ①8月6日(水) ②8月7日(木) 各10時～16時

場所 ①鷺宮図書館 ②中央図書館

対象 市内在住の小学5・6年生

※6年生は初めて参加する方

定員 ①6人 ②8人 ①②とも申込順

持物 昼食、図書館利用券、筆記用具

その他 保護者の方は、児童の送迎をお願いします。

申込開始 7月19日(土) 10時

申込方法 参加申込書(①鷺宮図書館 ②中央図書館で配布)に必要な事項を記入の上、直接、各図書館窓口へ

※電話での申し込みはできません。

◆健康体操

日時 7月15日(火) 13時～14時

内容 「サブナ21健康体操久喜」による健康体操

◆健康相談

日時 7月16日(水) 13時30分～15時

内容 保健師による血圧測定・尿検査、健康相談

◆パドル健康体操

日時 7月23日(水) 10時～11時

内容 パドルという道具を使った健康体操

講師 小林靖子さん

※各催しは、60歳以上の方が参加できます。



このマークの記載がある事業は、手話通訳者の派遣が可能な事業です。派遣を希望する方は各事業実施日の10日前までに、事業等の担当課にお申し込みください。

内 容	日時・日程	場 所	申込み・問合せ
人権相談・女性相談	7月16日(水) 13時～15時	農業者トレーニングセンター 後継者対策室、和室	菖蒲総合支所総務管理課 ☎85-1111 (内線215)
	7月17日(木) 13時30分～15時30分	栗橋総合支所2階 第4会議室	栗橋総合支所総務管理課 ☎53-1111 (内線322)
	7月28日(月) 10時～12時	鷺宮総合支所4階 会議室	鷺宮総合支所総務管理課 ☎58-1111 (内線318)
	8月11日(月) 10時～15時	久喜総合文化会館 会議室	人権推進課人権推進係 (内線2321)
女性の悩み (カウンセリング) 相談 【要予約】	7月18日(金) 13時～17時	市役所4階 相談室3	人権推進課男女共同参画係 (内線2322)
	8月1日(金) 13時～17時		
法律相談 【要予約】 1か月前から (1か月前が土・日曜日、 祝日にあたる場合は翌日の 平日8時30分から)	8月11日(月) 13時30分～16時30分	鷺宮総合支所4階 405会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	8月20日(水) 13時30分～16時30分	市役所4階 第5会議室	
		栗橋総合支所2階 第1・2会議室	
	9月1日(月) 13時30分～16時30分	市役所4階 第5会議室 菖蒲総合支所4階 第3集会室	
行政相談 (国の事務に関すること)	7月15日(火) 9時30分～12時	栗橋総合支所2階 第1・2会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
		鷺宮総合支所4階 407会議室	
	7月15日(火) 13時30分～16時	市役所4階 第6会議室	
		菖蒲総合支所4階 第2集会室	
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時 ※7月8日(火)は市相談員不在のため 県相談員との電話相談になります。	市役所3階 消費生活相談室 ※来室の際は、必ずお問い合わせ ください。	消費生活相談室 ☎22-3925 ※相談時間外のお問い合わせは、 生活安全課市民生活・青少年係 (内線2633)
特設消費生活相談	7月18日(金) 10時～12時/13時～16時	鷺宮総合支所4階 407会議室	
年金相談 【要予約】	7月16日(水) 9時～12時/13時～15時	菖蒲総合支所4階 第2集会室	菖蒲総合支所市民課 ☎85-1111 (内線121)
住宅耐震相談 (木造2階建て以下に限る)	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時/13時～17時	市役所第二庁舎1階 建築審査課	建築審査課企画指導係 ☎22-1111 (内線175)
内職相談(あっせん)	毎週火・金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	商工観光課まで お問い合わせください。	商工観光課商工労働係 (内線2881)
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市役所1階子育て支援課 ※電話相談可	子育て支援課子育て支援係 (内線3283)
子育て相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	地域子育て支援センター ぼかぼか/くぶる/すまいる ※電話相談可	地域子育て支援センター ぼかぼか ☎21-8596 くぶる ☎55-1147 すまいる ☎59-7510
児童相談	毎週月～金曜日(祝日・休館日を除く) 9時～16時	児童センター/鷺宮児童館 ※電話相談可	児童センター ☎21-8181 鷺宮児童館 ☎58-7054
育児相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	各市立保育園 [さくら☎21-0787/すみれ☎21-0120/ひまわり☎22-8246] ※電話相談可 [あおば☎22-2566/中央☎23-6030/中央分園☎21-7870]	

交通事故発生状況 5月 ※()内は平成26年の累計

人 身 事 故				物損事故 件数
件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	
55 (274)	0 (1)	5 (29)	58 (321)	251 (1,448)

※上記は速報数値のため後日変更になる場合があります。

火災・救急統計速報 5月 ※()内は平成26年の累計

建 物		急 病	
4 (15)	346 (1,709)		
車 両 ・ 船 舶		交 通	
0 (1)	45 (251)		
そ の 他		そ の 他	
8 (25)	140 (814)		
火災件数		救急件数	
12 (41)	531 (2,774)		

鷺宮保健センター	4か月児健康診査	7月23日(水) 受付：13時～13時45分	平成26年3月生まれ
	10か月児健康診査	7月18日(金) 受付：13時～13時45分	平成25年9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月16日(水) 受付：13時～13時45分	平成24年12月生まれ
	3歳児健康診査	7月22日(火) 受付：13時～13時45分	平成23年3月生まれ
	乳幼児健康相談	7月17日(木) 受付：13時～14時	
	ママ・パパ教室【要予約】	7月15日(火)・24日(木)・29日(火)、 8月2日(土)	出産予定日が平成26年10月～11月の妊婦とその家族
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市内在住者

—中央保健センター— ☎21-5354

◆久喜市保健事業推進員募集

健診、相談、訪問指導等の保健事業を円滑に実施するため、保健事業推進員を募集しています。

応募資格 保健師・助産師・保育士のいずれかの資格を有する方

勤務日 月1日～15日以内で1日4時間以内

勤務先 中央保健センター

報酬 日額5,600円

申込み 中央保健センター



—栗橋保健センター— ☎52-5577

◆親子の料理教室

日時 8月8日(金) 9時30分～13時

場所 栗橋保健センター

内容 親子で一緒に料理づくり

講師 久喜市食生活改善推進員協議会栗橋支部

対象 小学生とその保護者

定員 30人(申込順)

費用 1人300円(材料費、保険料)
※当日集金します。

持物 エプロン、三角きん、ふきん、筆記用具、上履き

申込期間 7月10日(木)～8月1日(金)

申込方法 直接または電話で、栗橋保健センターへ

—鷺宮保健センター— ☎58-8521

◆子どもの心や体の発達に 心配のある親の集い

子どもの心や体の発達に心配のある保護者の皆さん、同じ悩みを抱えている親同士の情報交換や仲間作りの場として、気軽におしゃべりに来てみませんか。

日時 7月31日(木) 10時～11時30分

場所 鷺宮保健センター

対象 市内在住で就学前の子どもの心身の発達に心配のある保護者

定員 20人(申込順)

申込開始 7月10日(木)

申込方法 直接または電話で、鷺宮保健センターへ

肉の生食による食中毒にご用心！

肉の生食は禁止されていないからといって、必ずしも安全というわけではありません。動物の肉にはカンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157などの病原微生物が付着していることがありますので、新鮮だから生で食べても大丈夫というのは間違いです。

特に子どもや高齢者は重篤な症状になることがあります。

また、発症しなくても保菌者となり、その人自身が感染源になることがあります。

肉は十分に加熱してから食べましょう。

問合せ 幸手保健所 ☎42-1101



久喜・白岡休日夜間急患診療所 ☎&☎21-9090

診療科目 内科・小児科

受付時間 診療開始30分前から終了30分前まで

所在地 本町5-10-47(中央保健センター併設)

※お問い合わせは診療時間内をお願いします。

診療日	診療時間
7月6日(日)・13日(日)・20日(日)・ 27日(日)、8月3日(日)	19時～22時
7月21日(祝)	14時～17時/ 19時～22時

●埼玉県救急医療情報センター(医療機関案内)
☎048-824-4199【24時間対応】
(歯科・精神科案内と医療相談は除く)

●埼玉県精神科救急情報センター
(緊急的な精神科医療相談・医療機関案内)
☎048-723-8699
受付時間 月～金曜日…17時～翌朝8時30分
土・日曜日、祝日…8時30分～翌朝8時30分

●小児救急電話相談
#8000 ☎048-833-7911
受付時間 月～土曜日…19時～翌朝7時
日曜日、祝日、年末年始…9時～翌朝7時

●健康コーナー

中央保健センター ☎21-5354 / 菖蒲保健センター ☎85-7021
 栗橋保健センター ☎52-5577 / 鷺宮保健センター ☎58-8521

各保健センターで行う事業は、原則としてその地区の住民の方の参加・受診が主になります。ほかの地区で参加や受診を希望される場合は各保健センターにお問い合わせください。

また、乳幼児の発育発達（運動面、言語面）について、医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士による個別相談を実施しています。日程等については、各保健センターにお問い合わせください。

保健センターの保健事業 7月10日(木)～8月10日(日) (7月1日～9日は広報くき6月1日号に掲載)

	事業名	実施日時等	対象者等
中央保健センター	4か月児健康診査	7月11日(金) 受付：13時～13時45分 8月8日(金) 受付：13時～13時45分	平成26年3月生まれ 平成26年4月生まれ
	10か月児健康診査	8月7日(木) 受付：13時～13時45分	平成25年9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月25日(金) 受付：13時～13時45分	平成25年1月生まれ
	3歳児健康診査	7月24日(木) 受付：13時～13時45分	平成23年3月生まれ
	乳幼児健康相談	7月22日(火) 8月5日(火) 受付：9時30分～11時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	7月24日(木) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	ママ・パパ教室【要予約】	7月14日(月)・19日(土)	出産予定日が平成26年10月～11月の妊婦とその家族
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	食生活相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	不登校・ひきこもり家族のつどい	7月14日(月) 14時～16時 場所：中央公民館	登校拒否・不登校・ひきこもりで悩んでいる家族
菖蒲保健センター	4か月児健康診査	8月6日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成26年3月～4月生まれ
	10か月児健康診査	7月14日(月) 受付：12時30分～12時50分	平成25年8月～9月生まれ
	1歳6か月児健康診査	7月23日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成24年11月～12月生まれ
	乳幼児健康相談	8月4日(月) 受付：13時30分～15時	
	ママ・パパ教室【要予約】	7月11日(金)・24日(木)、8月5日(火)	出産予定日が平成26年10月～平成27年1月の妊婦とその家族
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	健康体操	7月22日(火) 13時30分～15時	市内在住者
栗橋保健センター	4か月児健康診査	7月15日(火) 受付：13時～13時30分	平成26年3月生まれ
	3歳児健康診査	7月22日(火) 受付：13時～13時30分	平成23年3月生まれ
	乳幼児健康相談	7月14日(月) 8月4日(月) 受付：9時30分～11時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	7月18日(金) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	食生活相談【要予約】	7月11日(金) ①10時～11時 ②11時～12時	市内在住者
	ダンベル体操	7月17日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者
	精神保健福祉士によるこころの相談【要予約】	7月17日(木) 13時30分～15時30分	意欲の低下やひきこもり傾向にある方等 ※家族などからの相談も可
わかちあいの一む（精神障がい者の家族のつどい）	7月17日(木) 13時30分～15時30分	精神障がい者とその家族	



明日の久喜市を担う職員募集

市では、平成27年4月以降の採用を予定した職員採用試験を行います。
問合せ 人事課人事研修係（内線2261～2263）

**受験申し込みの
受付期間
(全職種共通)
8月1日(金)
～8日(金)**

期間内消印有効

※受け付けは郵送のみ。
書類不備の場合受け付け不可。

受験案内の配布

7月1日火から市役所1階総合案内、市役所第二庁舎、各総合支所総務管理課、各公民館（青葉・南を除く）およびふれあいセンター久喜で配布します。

郵送請求する場合は、封筒の表に「受験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛て先明記の返信用封筒（A4サイズが折らずに入るもの）を同封の上、久喜市人事課人事研修係（〒346-8501 所在地記入不要）へ送付してください。

※卒業証明書、資格証等必要書類がありますので、受験案内は早めに入手して確認してください。

第1次試験 9月21日(日)

- ・教養試験（全職種）
- ・事務適性検査（身体障がい者を対象とした一般事務を除く）
- ・作文試験（一般事務のみ）
- ・専門試験（一般事務以外）

想いを実現へ
「気づき、考え、動く」
求める職員像

- ・市民の立場でプロ意識を持って行動する職員
- ・自ら考え判断し、責任を持って実行する職員
- ・一致団結して目標を共有し、住民サービスの向上のためにベストを尽くす職員

◆募集概要

職種	試験区分	要件・資格	採用予定人数(※1)
一般事務(※2)	上級	(別表)のとおり	25
	中級		
	初級		
土木・建築	上級	(別表)のとおり ・土木課程または建築課程を修了(見込みを含む)の方	2
	中級		
	初級		
建築2	-	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、建築士法に定める一級建築士の資格を有する方	2
幼稚園教諭・保育士	-	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する方、または取得見込みの方	5
保健師	-	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または平成27年春季の国家試験で取得見込みの方	2
一般事務【身体障がい者対象】(※2)	-	昭和54年4月2日以降に生まれ、高等学校(これに準ずる学校を含む)以上の学校を卒業(見込みを含む)の方で、次の全てに該当する方 ・活字印刷による出題に対応できる方 ・身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの方 ・自力により勤務ができ、かつ、介護者なしに勤務の遂行が可能なる方	1

※1 欠員等の状況により変更になる場合があります。
※2 身体障害者手帳を有する人に限り、拡大文字による受験ができます。

(別表)

試験区分	要件
上級	昭和59年4月2日以降に生まれ、大学以上の学校を卒業(見込みを含む)の方
中級	昭和63年4月2日以降に生まれ、短期大学または短期大学に相当する学校を卒業(見込みを含む)の方
初級	平成2年4月2日以降に生まれ、高等学校を卒業(見込みを含む)の方

久喜市の人口

6月1日現在
()内は前月比

人 □ 154,911人 (-89)
男 77,490人 (-45)
女 77,421人 (-44)
世帯数 62,358世帯 (+29)

■久喜市役所(本庁舎)

〒346-8501 下早見85-3 ☎ 0480-22-1111(代表) / ☎0480-22-3319

■久喜市役所 第二庁舎

〒346-0024 北青柳1404-7 ☎ 0480-22-1111(代表) / ☎0480-22-0300

■菖蒲総合支所

〒346-0192 菖蒲町新堀38 ☎ 0480-85-1111(代表) / ☎0480-85-1806

■栗橋総合支所

〒349-1192 間鎌251-1 ☎ 0480-53-1111(代表) / ☎0480-52-6027

■鷲宮総合支所

〒340-0295 鷲宮6丁目1-1 ☎ 0480-58-1111(代表) / ☎0480-58-2020

